

市民参加の仕組みづくりのための検討会

令和7年7月15日
市民文化局長決裁

(名称)

第1条 この会は、「市民参加の仕組みづくりのための検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、第5次札幌市市民自治推進会議の答申で示された「新たな市民参加の仕組み」の具体化に向けて、有識者等からの意見聴取及び意見交換を行う場とする。

(組織)

第3条 検討会の委員は、学識経験のある者、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(座長)

第5条 検討会には、座長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、検討会の議長となり、会務を総括する。

3 座長は、必要と認めるときは、会議の構成員以外の者を検討会に参加させることができる。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(開催)

第6条 検討会は、市民文化局市民自治推進室長が必要に応じて招集する。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(謝礼)

第7条 委員に対して、会議1回の参加につき謝礼として12,500円を支給する。また、検討会に公共交通機関で出席した委員については、会議出席に要する交通費等の費用を別途支給する。

(事務局)

第8条 検討会の庶務を行うため、事務局を市民文化局市民自治推進室市民自治推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市民文化局
市民自治推進室長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月15日から施行する。